

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>用語の意義 (省 略)</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 通則 (省 略)</p> <p>第 2 章 適用要件</p> <p>法第 4 条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係 (省 略)</p> <p>4-19 <u>スキャナの意義</u></p> <p>4-20 速やかに行うことの意義</p> <p>4-21 業務の処理に係る通常の間期の意義</p> <p>4-22 <u>対面で授受が行われない場合における国税関係書類の受領をする者の取扱い</u></p> <p>4-23 <u>特に速やかに行うことの意義</u></p> <p>4-24 一の入力単位の意義</p> <p>4-25 タイムスタンプと電磁的記録の関連性の確保</p> <p>4-26 タイムスタンプの有効性を保持するその他の方法の例示</p> <p>4-27 認定業務</p> <p>4-28 <u>日本工業規格 A 列 4 番以下の大きさの書類の解像度の意義</u></p> <p>4-29 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の適用</p> <p>4-30 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の特例</p> <p>4-31 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の方法</p> <p>4-32 入力を行う者等の意義</p> <p>4-33 入力者等の情報の確認の意義</p> <p>4-34 それぞれ別の者が行う体制の意義</p>	<p>用語の意義 (同 左)</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 通則 (同 左)</p> <p>第 2 章 適用要件</p> <p>法第 4 条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係 (同 左)</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>4-19 速やかに行うことの意義</p> <p>4-20 業務の処理に係る通常の間期の意義</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>4-21 一の入力単位の意義</p> <p>4-22 タイムスタンプと電磁的記録の関連性の確保</p> <p>4-23 タイムスタンプの有効性を保持するその他の方法の例示</p> <p>4-24 認定業務</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>4-25 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の適用</p> <p>4-26 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の特例</p> <p>4-27 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の方法</p> <p>4-28 入力を行う者等の意義</p> <p>4-29 入力者等の情報の確認の意義</p> <p>4-30 それぞれ別の者が行う体制の意義</p>

改 正 後	改 正 前
<p>4-35 定期的な検査を行う体制の意義</p> <p>4-36 帳簿書類間の関連性の確保の方法</p> <p>4-37 関連する国税関係帳簿</p> <p>4-38 4ポイントの文字が認識できることの意義</p> <p>4-39 スキャナ保存の検索機能における主要な記録項目</p> <p>法第5条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))関係 (省 略)</p>	<p>4-31 定期的な検査を行う体制の意義</p> <p>4-32 帳簿書類間の関連性の確保の方法</p> <p>4-33 関連する国税関係帳簿</p> <p>4-34 4ポイントの文字が認識できることの意義</p> <p>4-35 スキャナ保存の検索機能における主要な記録項目</p> <p>法第5条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))関係 (同 左)</p>
<p>第3章 ～ 第4章 (省 略)</p>	<p>第3章 ～ 第4章 (同 左)</p>
<p>第1章 通則 (省 略)</p>	<p>第1章 通則 (同 左)</p>
<p>第2章 適用要件</p>	<p>第2章 適用要件</p>
<p>法第4条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係 (省 略) <u>(スキャナの意義)</u></p> <p>4-19 <u>規則第3条第4項に規定する「スキャナ」とは、書面の国税関係書類を電磁的記録に変換する入力装置をいう。したがって、例えば、スマートフォンやデジタルカメラ等も、上記の入力装置に該当すれば、同項に規定する「スキャナ」に含まれることに留意する。</u></p>	<p>法第4条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係 (同 左) <u>(新 設)</u></p>
<p>(速やかに行うことの意義)</p> <p>4-20 規則第3条第5項第1号イ((入力方法))に規定する「速やかに」の適用に当たり、国税関係書類の作成又は受領後1週間以内に入力している場合には、速やかに行っているものとして取り扱う。</p> <p>また、同号ロに規定する「速やかに」の適用に当たり、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、1週間以内に入力している場合には</p>	<p>(速やかに行うことの意義)</p> <p>4-19 規則第3条第5項第1号イ((入力方法))に規定する「速やかに」の適用に当たり、国税関係書類の作成又は受領後1週間以内に入力している場合には、速やかに行っているものとして取り扱う。</p> <p>また、同号ロに規定する「速やかに」の適用に当たり、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、1週間以内に入力している場合には</p>

改正後	改正前
<p>同様に扱う。</p> <p><b>(業務の処理に係る通常の期間の意義)</b></p> <p><b>4-21</b> 規則第3条第5項第1号ロ((入力方法))に規定する「その業務の処理に係る通常の期間」とは、国税関係書類の作成又は受領からスキャナで読み取り可能となるまでの業務処理サイクルの期間をいうことに留意する。</p> <p>なお、月次処理については通常行われている業務処理サイクルと認められることから、最長1ヶ月の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の期間」として取り扱うこととする。</p> <p><u>(対面で授受が行われない場合における国税関係書類の受領をする者の取扱い)</u></p> <p><u>4-22 規則第3条第5項の規定の適用に当たり、郵送等により送付された国税関係書類のうち、郵便受箱等に投函されることにより受領が行われるなど、対面で授受が行われない場合における国税関係書類の取扱いについては、読み取りを行う者のいずれを問わず、当該国税関係書類の受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合に該当するものとして差し支えないものとする。</u></p> <p><u>(特に速やかに行うことの意義)</u></p> <p><u>4-23 規則第3条第5項第2号ロ括弧書に規定する「特に速やかに」の適用に当たり、国税関係書類の作成又は受領後3日以内にタイムスタンプを付している場合には、特に速やかに付しているものとして扱う。</u></p> <p><b>(一の入力単位の意義)</b></p> <p><b>4-24</b> 規則第3条第5項第2号ロ((タイムスタンプ))に規定する「一の入力単位」とは、複数枚で構成される国税関係書類は、その全てのペー</p>	<p>同様に扱う。</p> <p><b>(業務の処理に係る通常の期間の意義)</b></p> <p><b>4-20</b> 規則第3条第5項第1号ロ((入力方法))に規定する「その業務の処理に係る通常の期間」とは、国税関係書類の作成又は受領からスキャナで読み取り可能となるまでの業務処理サイクルの期間をいうことに留意する。</p> <p>なお、月次処理については通常行われている業務処理サイクルと認められることから、最長1ヶ月の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の期間」として取り扱うこととする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>(一の入力単位の意義)</b></p> <p><b>4-21</b> 規則第3条第5項第2号ロ((タイムスタンプ))に規定する「一の入力単位」とは、複数枚で構成される国税関係書類は、その全てのペー</p>

改正後	改正前
<p>ジをいい、台紙に複数枚の国税関係書類（レシート等）を貼付した文書は、台紙ごとをいうことに留意する。</p> <p><b>（タイムスタンプと電磁的記録の関連性の確保）</b></p> <p><b>4-25</b> 規則第3条第5項第2号ロ（（タイムスタンプ））に規定する「タイムスタンプ」は、当該タイムスタンプを付した国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の訂正又は削除を行った場合には、当該タイムスタンプを検証することによってこれらの事実を確認することができるものでなければならないことに留意する。</p> <p><b>（タイムスタンプの有効性を保持するその他の方法の例示）</b></p> <p><b>4-26</b> 規則第3条第5項第2号ロ(1)（（タイムスタンプ））に規定する「その他の方法」とは、国税関係書類に係る電磁的記録に付したタイムスタンプが当該タイムスタンプを付した時と同じ状態にあることを当該国税関係書類の保存期間を通じて確認できる措置をいう。</p> <p><b>（認定業務）</b></p> <p><b>4-27</b> 規則第3条第5項第2号ロ（（タイムスタンプ））に規定する一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務とは、当該財団法人が認定する時刻認証業務をいう。</p> <p><b>（日本工業規格A列4番以下の大きさの書類の解像度の意義）</b></p> <p><b>4-28</b> <u>規則第3条第5項第2号ハ括弧書に規定する「当該国税関係書類の作成又は受領する者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該国税関係書類の大きさが日本工業規格A列4番以下であるとき」における、規則第3条第5項第2号ハ(1)に規定する「解像度に関する情報」の保存については、当該国税関係書類の電磁的記録に係る画素数を保存すれば足りることに留意する。</u></p>	<p>ジをいい、台紙に複数枚の国税関係書類（レシート等）を貼付した文書は、台紙ごとをいうことに留意する。</p> <p><b>（タイムスタンプと電磁的記録の関連性の確保）</b></p> <p><b>4-22</b> 規則第3条第5項第2号ロ（（タイムスタンプ））に規定する「タイムスタンプ」は、当該タイムスタンプを付した国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の訂正又は削除を行った場合には、当該タイムスタンプを検証することによってこれらの事実を確認することができるものでなければならないことに留意する。</p> <p><b>（タイムスタンプの有効性を保持するその他の方法の例示）</b></p> <p><b>4-23</b> 規則第3条第5項第2号ロ(1)（（タイムスタンプ））に規定する「その他の方法」とは、国税関係書類に係る電磁的記録に付したタイムスタンプが当該タイムスタンプを付した時と同じ状態にあることを当該国税関係書類の保存期間を通じて確認できる措置をいう。</p> <p><b>（認定業務）</b></p> <p><b>4-24</b> 規則第3条第5項第2号ロ（（タイムスタンプ））に規定する一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務とは、当該財団法人が認定する時刻認証業務をいう。</p> <p><b>（新設）</b></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の適用)</p> <p>4-29 規則第3条第5項第2号ニ((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保))に規定する「国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、既に保存されている電磁的記録を訂正又は削除した場合をいうのであるから、例えば、受領した国税関係書類の書面に記載された事項の訂正のため、相手方から新たに国税関係書類を受領しスキャナで読み取った場合などは、新たな電磁的記録として保存しなければならないことに留意する。</p> <p>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の特例)</p> <p>4-30 規則第3条第5項第2号ニ((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保))に規定する「国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、スキャナで読み取った国税関係書類の書面の情報の訂正又は削除を行った場合をいうのであるが、書面の情報(書面の訂正の痕や修正液の痕等を含む。)を損なうことのない画像の情報の訂正は含まれないことに留意する。</p> <p>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の方法)</p> <p>4-31 規則第3条第5項第2号ニ((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保))に規定する「これらの事実及び内容を確認することができる」とは、電磁的記録を訂正した場合は、例えば、上書き保存されず、訂正した後の電磁的記録が新たに保存されること、又は電磁的記録を削除しようとした場合は、例えば、当該電磁的記録は削除されずに削除したという情報が新たに保存されることをいう。</p> <p>したがって、スキャナで読み取った最初のデータと保存されている最新のデータが異なっている場合は、その訂正又は削除の履歴及び内容の全てを確認することができる必要があることに留意する。</p>	<p>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の適用)</p> <p>4-25 規則第3条第5項第2号ニ((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保))に規定する「国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、既に保存されている電磁的記録を訂正又は削除した場合をいうのであるから、例えば、受領した国税関係書類の書面に記載された事項の訂正のため、相手方から新たに国税関係書類を受領しスキャナで読み取った場合などは、新たな電磁的記録として保存しなければならないことに留意する。</p> <p>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の特例)</p> <p>4-26 規則第3条第5項第2号ニ((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保))に規定する「国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、スキャナで読み取った国税関係書類の書面の情報の訂正又は削除を行った場合をいうのであるが、書面の情報(書面の訂正の痕や修正液の痕等を含む。)を損なうことのない画像の情報の訂正は含まれないことに留意する。</p> <p>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の方法)</p> <p>4-27 規則第3条第5項第2号ニ((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保))に規定する「これらの事実及び内容を確認することができる」とは、電磁的記録を訂正した場合は、例えば、上書き保存されず、訂正した後の電磁的記録が新たに保存されること、又は電磁的記録を削除しようとした場合は、例えば、当該電磁的記録は削除されずに削除したという情報が新たに保存されることをいう。</p> <p>したがって、スキャナで読み取った最初のデータと保存されている最新のデータが異なっている場合は、その訂正又は削除の履歴及び内容の全てを確認することができる必要があることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>なお、削除の内容の全てを確認することができるとは、例えば、削除したという情報が記録された電磁的記録を抽出し、内容を確認することができることをいう。</p> <p><b>(入力を行う者等の意義)</b></p> <p>4-32 規則第3条第5項第3号((入力者等情報の確認))に規定する「入力を行う者」とは、スキャナで読み取った画像が当該国税関係書類と同等であることを確認する入力作業をした者をいい、また、「その者を直接監督する者」とは、当該入力作業を直接に監督する責任のある者をいうのであるから、例えば、企業内での最終決裁権者ではあるが、当該入力作業を直接に監督する責任のない管理職の者(経理部長等)はこれに当たらないことに留意する。</p> <p>また、当該入力作業を外部の者に委託した場合には、委託先における入力を行う者又はその者を直接監督する者の情報を確認することができる必要があることに留意する。</p> <p>なお、規則第8条第1項第1号《タイムスタンプ及び入力者等の確認》に規定する「保存を行う者」又は「その者を直接監督する者」の適用についても、同様に取り扱う。</p> <p><b>(入力者等の情報の確認の意義)</b></p> <p>4-33 規則第3条第5項第3号((入力者等の情報の確認))に規定する「入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと」とは、これらの者を特定できるような事業者名、役職名、所属部署名及び氏名などの身分を明らかにするものの電子的記録又は書面により、確認することができるようにしておくことに留意する。</p> <p><b>(それぞれ別の者が行う体制の意義)</b></p>	<p>なお、削除の内容の全てを確認することができるとは、例えば、削除したという情報が記録された電磁的記録を抽出し、内容を確認することができることをいう。</p> <p><b>(入力を行う者等の意義)</b></p> <p>4-28 規則第3条第5項第3号((入力者等情報の確認))に規定する「入力を行う者」とは、スキャナで読み取った画像が当該国税関係書類と同等であることを確認する入力作業をした者をいい、また、「その者を直接監督する者」とは、当該入力作業を直接に監督する責任のある者をいうのであるから、例えば、企業内での最終決裁権者ではあるが、当該入力作業を直接に監督する責任のない管理職の者(経理部長等)はこれに当たらないことに留意する。</p> <p>また、当該入力作業を外部の者に委託した場合には、委託先における入力を行う者又はその者を直接監督する者の情報を確認することができる必要があることに留意する。</p> <p>なお、規則第8条第1項第1号《タイムスタンプ及び入力者等の確認》に規定する「保存を行う者」又は「その者を直接監督する者」の適用についても、同様に取り扱う。</p> <p><b>(入力者等の情報の確認の意義)</b></p> <p>4-29 規則第3条第5項第3号((入力者等の情報の確認))に規定する「入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと」とは、これらの者を特定できるような事業者名、役職名、所属部署名及び氏名などの身分を明らかにするものの電子的記録又は書面により、確認することができるようにしておくことに留意する。</p> <p><b>(それぞれ別の者が行う体制の意義)</b></p>

改正後	改正前
<p>4-34 規則第3条第5項第4号イに規定する「各事務について、それぞれ別の者が行う体制」とは、各事務に関する職責をそれぞれ別の者にさせるなど、明確な事務分掌の下に相互にけんせいが機能する事務処理の体制がとられていることが必要であることをいうのであるから留意する。</p> <p>(定期的な検査を行う体制の意義)</p> <p>4-35 規則第3条第5項第4号ロに規定する「定期的な検査を行う体制」とは、定期的な検査が行われるまでの間は、スキャナ保存を行った国税関係書類の<u>書面を管理する体制がとられている必要があることに留意する。</u></p> <p><u>なお、スキャナ保存を行った国税関係書類の書面については、当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の確認等に際して原本確認が必要となった場合に、速やかに確認できるよう、定期的な検査が行われるまでの間、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて管理する必要があることに留意する。</u></p> <p>(帳簿書類間の関連性の確保の方法)</p> <p>4-36 規則第3条第5項第5号((帳簿書類間の関連性の確保))に規定する「関連性を確認することができる」とは、例えば、相互に関連する書類及び帳簿の双方に伝票番号、取引案件番号、工事番号等を付し、その番号を指定することで、書類又は国税関係帳簿の記録事項がいずれも確認できるようにする方法等によって、原則として全ての国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と国税関係帳簿の記録事項との関連性を確認することができることをいう。</p> <p>この場合、関連性を確保するための番号等が帳簿に記載されていない場合であっても、他の書類を確認すること等によって帳簿に記載すべき当該番号等が確認でき、かつ、関連する書類が確認できる場合には帳簿</p>	<p>4-30 規則第3条第5項第4号イに規定する「各事務について、それぞれ別の者が行う体制」とは、各事務に関する職責をそれぞれ別の者にさせるなど、明確な事務分掌の下に相互にけんせいが機能する事務処理の体制がとられていることが必要であることをいうのであるから留意する。</p> <p>(定期的な検査を行う体制の意義)</p> <p>4-31 規則第3条第5項第4号ロに規定する「定期的な検査を行う体制」とは、定期的な検査が行われるまでの間は、スキャナ保存を行った国税関係書類の<u>紙を保存する必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(帳簿書類間の関連性の確保の方法)</p> <p>4-32 規則第3条第5項第5号((帳簿書類間の関連性の確保))に規定する「関連性を確認することができる」とは、例えば、相互に関連する書類及び帳簿の双方に伝票番号、取引案件番号、工事番号等を付し、その番号を指定することで、書類又は国税関係帳簿の記録事項がいずれも確認できるようにする方法等によって、原則として全ての国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と国税関係帳簿の記録事項との関連性を確認することができることをいう。</p> <p>この場合、関連性を確保するための番号等が帳簿に記載されていない場合であっても、他の書類を確認すること等によって帳簿に記載すべき当該番号等が確認でき、かつ、関連する書類が確認できる場合には帳簿</p>

改正後	改正前
<p>との関連性が確認できるものとして取り扱う。</p> <p>(注) 結果的に取引に至らなかった見積書など、帳簿との関連性がない書類についても、帳簿と関連性を持たない書類であるということを確認することができる必要があることに留意する。</p> <p><b>(関連する国税関係帳簿)</b></p> <p><b>4-37</b> 規則第3条第5項第5号((帳簿書類間の関連性の確保))に規定する「関連する国税関係帳簿」には、例えば、次に掲げる国税関係書類の種類に応じ、それぞれ次に定める国税関係帳簿がこれに該当する。</p> <p>(1) 契約書 契約に基づいて行われた取引に関連する帳簿(例:売上の場合は売掛金元帳等)等</p> <p>(2) 領収書 経費帳、現金出納帳等</p> <p>(3) 請求書 買掛金元帳、仕入帳、経費帳等</p> <p>(4) 納品書 買掛金元帳、仕入帳等</p> <p>(5) 領収書控 売上帳、現金出納帳等</p> <p>(6) 請求書控 売掛金元帳、売上帳、得意先元帳等</p> <p><b>(4ポイントの文字が認識できることの意義)</b></p> <p><b>4-38</b> 規則第3条第5項第6号ニ((スキャナ保存における電子計算機等の備付け等))の規定は、全ての国税関係書類に係る電磁的記録に適用されるのであるから、日本工業規格X6933又は国際標準化機構の規格12653-3に準拠したテストチャートを同項第2号の電子計算機処理システムで入力し、同項第6号に規定するカラーディスプレイの画面及びカラープリンタで出力した書面でこれらのテストチャートの画像を確認し、4ポイントの文字が認識できる場合の当該電子計算機処理システム等を構成する各種機器等の設定等で全ての国税関係書類を入力し保存を行うことをいうことに留意する。</p> <p>なお、これらのテストチャートの文字が認識できるか否かの判断に当</p>	<p>との関連性が確認できるものとして取り扱う。</p> <p>(注) 結果的に取引に至らなかった見積書など、帳簿との関連性がない書類についても、帳簿と関連性を持たない書類であるということを確認することができる必要があることに留意する。</p> <p><b>(関連する国税関係帳簿)</b></p> <p><b>4-33</b> 規則第3条第5項第5号((帳簿書類間の関連性の確保))に規定する「関連する国税関係帳簿」には、例えば、次に掲げる国税関係書類の種類に応じ、それぞれ次に定める国税関係帳簿がこれに該当する。</p> <p>(1) 契約書 契約に基づいて行われた取引に関連する帳簿(例:売上の場合は売掛金元帳等)等</p> <p>(2) 領収書 経費帳、現金出納帳等</p> <p>(3) 請求書 買掛金元帳、仕入帳、経費帳等</p> <p>(4) 納品書 買掛金元帳、仕入帳等</p> <p>(5) 領収書控 売上帳、現金出納帳等</p> <p>(6) 請求書控 売掛金元帳、売上帳、得意先元帳等</p> <p><b>(4ポイントの文字が認識できることの意義)</b></p> <p><b>4-34</b> 規則第3条第5項第6号ニ((スキャナ保存における電子計算機等の備付け等))の規定は、全ての国税関係書類に係る電磁的記録に適用されるのであるから、日本工業規格X6933又は国際標準化機構の規格12653-3に準拠したテストチャートを同項第2号の電子計算機処理システムで入力し、同項第6号に規定するカラーディスプレイの画面及びカラープリンタで出力した書面でこれらのテストチャートの画像を確認し、4ポイントの文字が認識できる場合の当該電子計算機処理システム等を構成する各種機器等の設定等で全ての国税関係書類を入力し保存を行うことをいうことに留意する。</p> <p>なお、これらのテストチャートの文字が認識できるか否かの判断に当</p>



改正後	改正前
<p>たっては、拡大した画面又は書面で行っても差し支えない。</p> <p>(スキャナ保存の検索機能における主要な記録項目)</p> <p>4-39 規則第3条第5項第7号((準用))の規定により読み替えられた同条第1項第5号イ((検索機能の確保))に規定する「取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係書類の種類に応じた主要な記録項目」には、例えば、次に掲げる国税関係書類の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。</p> <p>なお、検索は国税関係書類の種類別にできることを要することに留意する。</p> <p>(1) 領収書 領収年月日、領収金額、取引先名称  (2) 請求書 請求年月日、請求金額、取引先名称  (3) 納品書 納品年月日、品名、取引先名称  (4) 注文書 注文年月日、注文金額、取引先名称  (5) 見積書 見積年月日、見積金額、取引先名称</p> <p>(注) 一連番号等を国税関係帳簿書類に記載又は記録することにより規則第3条第5項第5号((帳簿書類間の関連性の確保))の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により国税関係帳簿(法第4条第1項((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等))又は第5条第1項((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))の承認を受けているものに限る。)の記録事項及び国税関係書類(法第4条第3項の承認を受けているものに限る。)を検索することができる機能が必要となることに留意する。</p> <p>法第5条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))  関係 (省 略)</p> <p>第3章 ~ 第4章 (省 略)</p>	<p>たっては、拡大した画面又は書面で行っても差し支えない。</p> <p>(スキャナ保存の検索機能における主要な記録項目)</p> <p>4-35 規則第3条第5項第7号((準用))の規定により読み替えられた同条第1項第5号イ((検索機能の確保))に規定する「取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係書類の種類に応じた主要な記録項目」には、例えば、次に掲げる国税関係書類の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。</p> <p>なお、検索は国税関係書類の種類別にできることを要することに留意する。</p> <p>(1) 領収書 領収年月日、領収金額、取引先名称  (2) 請求書 請求年月日、請求金額、取引先名称  (3) 納品書 納品年月日、品名、取引先名称  (4) 注文書 注文年月日、注文金額、取引先名称  (5) 見積書 見積年月日、見積金額、取引先名称</p> <p>(注) 一連番号等を国税関係帳簿書類に記載又は記録することにより規則第3条第5項第5号((帳簿書類間の関連性の確保))の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により国税関係帳簿(法第4条第1項((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等))又は第5条第1項((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))の承認を受けているものに限る。)の記録事項及び国税関係書類(法第4条第3項の承認を受けているものに限る。)を検索することができる機能が必要となることに留意する。</p> <p>法第5条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))  関係 (同 左)</p> <p>第3章 ~ 第4章 (同 左)</p>